

「川崎市緊急経済対策」の改定について ～2, 200億円規模の取組～

1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、国全体として行動変容が求められる中で、地域経済は急激に疲弊し、市民の方々・事業者の方々は多大な不安を抱えて生活することが強いられています。

今、多くの命を救い、早期の収束を図るためには、一致団結して、共通行動に取り組むことが、市民の方々にとっても、事業者の方々にとっても、最も重要であることは間違いありません。

このような現状認識をもって、本市として、地域に密着した緊急経済対策の取組を2, 200億円規模で実施します。

この度、新規の取組を追加するとともに、これまでの取組を拡充するため、改定を行います。

〔主な新規・拡充の取組〕

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している小規模事業者に対して支援金を給付(新規)
- ・児童扶養手当受給者を対象として、ひとり親家庭等臨時特別給付金を給付(新規)
- ・フランチイズオーケストラの活動機会の創出及び市民の音楽鑑賞機会の提供(新規)
- ・小・中・特別支援学校における1人1台のPC端末整備の年度内実施(拡充)

2 具体的な取組

「実施済」・「速やかに実施」に区分し、次の3つの視点から56の取組を進めます。

- I 生命(いのち)を守る
- II 生活を守る
- III 経営を守る

3 取組にあたっての姿勢

- ・「速やかに実施」とされた取組については、予備費等の執行対応に加えて、5月議会以降において、順次、補正予算案を提出します。
- ・今後の状況変化による課題が発生した場合には、随時、必要な取組を進めます。

川崎市財政局財政部財政課 担当：小沢

電話 044-200-2184

経済労働局産業政策部企画課 担当：澤田

電話 044-200-2360